

福岡県後期高齢者医療広域連合 保健事業体系図

高齢者の医療の確保に関する法律 第125

後期高齢者医療広域連合は、「高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者

■ 健康・医療情報の啓発の充実

① 健康づくり広報啓発

■ フレイル対策の推進

② 健康長寿講演会

■ 健診受診率の向

③ 健康診査

④ 歯科健診

■ 生活習慣病の発症及び重症化予防

⑤ 健診結果フォローアップ

⑥ 糖尿病性腎症重症化予防

■ 医療費適正化の推進

⑦ 訪問健康相談

⑧ 訪問服薬指導事業

⑨ ジェネリック医薬品普及促進啓発

■ 保健事業等の推進体制づくり

⑩ 高齢者の医療・介護・保健事業に関する研究会

⑪ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

○新型コロナ感染症対策下における保健事業の対応について

①健康づくり広報啓発

- ・ ホームページに情報を掲載（別紙1）
- ・ 各種リーフレット（別紙2～4）を作成し、構成市町村へ活用依頼

②健康診査・歯科健診

- ・ 緊急事態宣言中は中止
- ・ 緊急事態宣言解除後は、健診受診を希望する医療機関へ、受診が可能か、事前に電話で確認して受診する旨通知

③健診結果フォローアップ・糖尿病性腎症重症化予防・訪問健康相談事業

（抽出した対象者に、家庭訪問による保健指導を実施）

- ・ 電話による保健指導の追加
- ・ 対象となる被保険者に、事前に以下について意向確認し、個別に対応
 - 保健指導を受ける希望の有無
 - 希望する保健指導方法（家庭訪問・電話による保健指導）
- ・ 家庭訪問を実施する医療専門職に対して、徹底した感染予防対策について喚起

④訪問服薬指導事業

- ・ 原則2回の家庭訪問としているが、2回目の訪問については、地域の感染症発生状況や、対象者の意向を確認し、薬局内での対面指導も可能

⑤高齢者の医療・介護・保健事業に関する研究会

- ・ 1回目は中止とし、資料のみ配布
- ・ 2回目は、リモート研修の予定

⑥高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- ・ 厚労省からの指示に基づき、感染症の発生状況を踏まえた事業計画変更について柔軟に対応するとともに、一体的実施を担当する医療専門職が、高齢者保健事業の一環として、新型コロナウイルス感染症対策を行うことも可能とする。
- ・ 家庭訪問や通いの場等での集団指導が困難な場合もあるため、各市町村で工夫していることや、他県の好事例等について、市町村へ情報提供を行う。

在宅でできる健康づくりのポイント



ウイルスに負けない体づくりのために、免疫力を高めましょう！

運動

- 家の中や庭でできる運動
 - ・ラジオ体操・棒体操・ロコモトレ
ーニング
- 人込みを避けて散歩する
 - ・一日一度は外に出て、深呼吸
- テレビを見ながら足踏み体操
- 家事や庭いじりなどで小まめに動く

栄養

- 3食欠かさず、生活リズムを整える
- バランス良く食べて、低栄養を予防
- 肥満だけでなく、「やせ」にも注意
- 定期的な水分補給も心がけて
- 筋肉を作るたんぱく質を摂る
 - ・肉、魚、卵、
大豆製品 等



口腔ケア

- ・毎食後と寝る前に丁寧に歯磨きを
- ・しっかり噛んで、ゆっくり食べる
- ・固めの食材を多く取り入れる
- ・お口の体操、歌を唱う、早口言葉を言うなど、お口周りの筋肉を保つ

交流

- ・家族や友人と電話でおしゃべりする
- ・家族や友人と手紙やメールを活用し交流する
- ・買い物や移動など困った時に、身近に相談できる人を考えておく



☆外出から戻ったら、丁寧な手洗いとうがいを！

☆質の良い睡眠をとみましょう！

- ・昼寝は 30 分以内に
- ・お酒は睡眠の質を下げるので、控えめに

☆1人でできる趣味や好きなことを見つけて、笑顔で過ごしましょう！

【その他関連するホームページ(外部リンク)】

- ・厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症への対応について)
- ・福岡県ホームページ(新型コロナウイルス感染症ポータルページ)

高齢者のみなさんへ

適切な外出と会話を



「不要不急の外出の自粛」・・・でも、外出や会話をしないと、高齢者の方は筋力や免疫力が下がってしまいます。新型コロナウイルス感染症予防に関する正しい知識を持って、健康な身体づくりをしましょう。

感染症予防の3つの基本

- ① 身体的距離の確保 ② マスクの着用 ③ 手洗い

外出：1日1回は人混みを避けて外出を



- 人との距離は、できるだけ2m（最低1m）空けましょう。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選びましょう。
- 外出時は、症状がなくてもマスクを着用しましょう。
- 外出した時は、帰宅するまで 顔（目・鼻・口）に触れないようにし、帰宅後は、石けんでの手洗いをしましょう。

会話：1日1回は誰かと会話（電話）を



- 閉じこもって誰とも会話しない日が続くと・・・
- ・ うつや認知症のリスクが増えます。
- ・ 唾液が減ったり、舌の動きが悪くなったり、お口の機能が弱ることで、きちんと栄養が摂れなくなるなど、免疫力が下がってしまいます。

- 会話をする際は、可能な限り真正面を避けましょう。
- 外出しにくい方は、少なくとも1日1回、家族や近隣の方など、どなたかと電話で会話しましょう。





在宅でできる健康づくりのポイント

ウイルスに負けない体づくりのために、免疫力を高めましょう！



運動

- ◆家の中や庭でできる運動
 - ・ラジオ体操・筋力トレーニング
ストレッチ 等
- ◆人混みを避けて散歩する
 - ・一日一度は外に出て、深呼吸
- ◆テレビを見ながら足踏み体操
- ◆家事や庭いじりなどで小まめに動く

栄養

- ◆3食欠かさず、生活リズムを整える
- ◆バランス良く食べて、低栄養を予防
- ◆肥満だけでなく、「やせ」にも注意
- ◆定期的な水分補給も心がけて
- ◆筋肉を作るたんぱく質を摂る
肉、魚、卵、大豆製品 等

口腔ケア

- ◆毎食後と寝る前に丁寧に歯磨きを
- ◆しっかり噛んで、ゆっくり食べる
- ◆固めの食材を多く取り入れる
- ◆お口の体操、歌を唄う、早口言葉を
言うなど、お口周りの筋肉を保つ

交流

- ◆家族や友人と電話でおしゃべりする
- ◆家族や友人と手紙やメールを活用し
交流する
- ◆買い物や移動など困った時に、身近
に相談できる人を考えておく

- ◆1人でできる趣味や好きなことを見つけて、笑顔で過ごしましょう！
- ◆外出から戻ったら、丁寧な手洗いとうがいを！
- ◆質の良い睡眠をとりましょう！
 - ・昼寝は30分以内に
 - ・お酒は睡眠の質を下げるので、控えめに





生活チェックシート



(記入例)

令和	年	月	1日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
			今日の体温	36.5														
			血圧	124/74														
			体重(Kg)	52.2														
			1日1回の人混みを避けた外出	○														
			1日3食、バランスの良い食事	○														
			毎食後・寝る前の歯磨き	○														
			家でできる体操 (ラジオ体操・スクワットなど)	×														
			家族や友人との会話(電話)	○														
マイプラン (私の健康法)			例)1日600歩散歩する 野菜を多く食べる こまめに水分補給	○														
			1.															
			2.															
			3.															



訪問する時の注意事項

訪問前後

- ◆ 訪問先の対象者や家族の体調を確認しましょう
⇒ 37.5℃以上の発熱・咳・くしゃみ等の呼吸器症状や体調不良時は、訪問しない
- ◆ マスクを正しく装着しましょう ⇒ 鼻や口を覆えているか確認
- ◆ 帰宅（庁）後は、すぐに石けんで手洗いやうがいをしましょう

訪問時

- ◆ アルコールで手指を消毒しましょう
訪問先の門やブザーを触る直前 訪問先を離れたらすぐに
- ◆ 訪問時の手洗い、マスクやエプロンの着用、咳エチケットを徹底しましょう
- ◆ 可能であれば、屋外で話しましょう
お互いに手を伸ばして当たらない距離（できるだけ2m）離れて話す
できれば短時間で終える

訪問先の方が体調不良であった場合

- ◆ 帰国者・接触者相談センターに相談が必要な場合

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。
（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（注）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（注）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

●一般的なことに関する相談

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談は、下記相談窓口で対応しています。
福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口（24時間対応）

電話番号 092-643-3288 FAX 番号 092-643-3697

●医療機関の受診に関する相談

新型コロナウイルスを疑った場合は、保健所が設置している帰国者・接触者相談センターへ電話で相談すること、発熱や咳など、かぜ症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話でご相談ください。

《県域保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧》

保健所名	電話番号	夜間・休日の連絡先
筑紫保健福祉環境事務所	092-707-0524	福岡県保健所夜間休日 緊急連絡番号 092-471-0264
粕屋保健福祉事務所	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	092-322-5579	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4972	
田川保健福祉事務所	0947-42-9379	
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-9886	
南筑後保健福祉環境事務所	0944-68-5224	
京築保健福祉環境事務所	0930-23-3935	

※北九州市、福岡市及び久留米市にお住まいの方は各市の保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」ご相談ください。

《各市保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧》

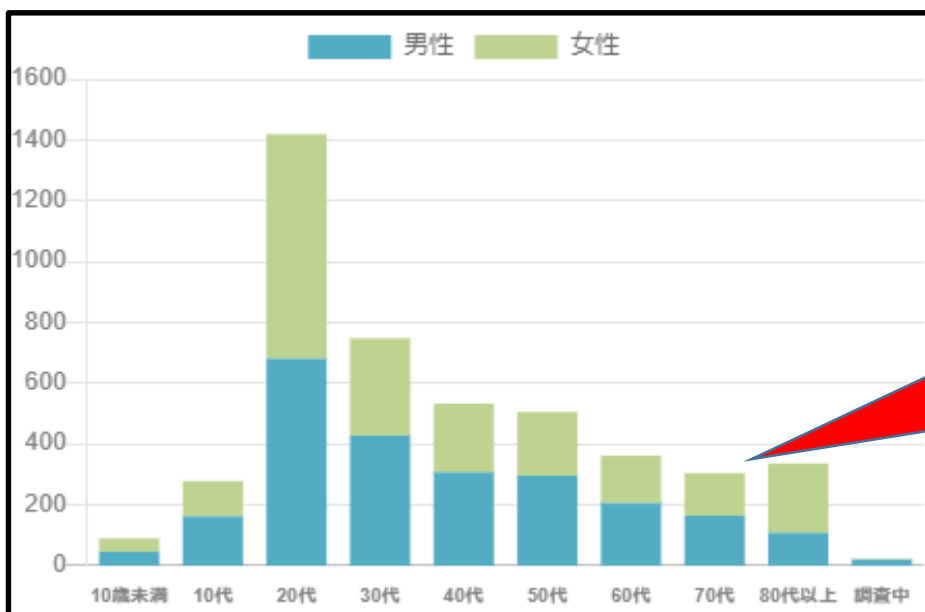
保健所名	電話番号	夜間・休日の連絡先
北九州市新型コロナウイルス専用ナビダイヤル	0570-093-567 (24時間対応)	〃
福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル (帰国者・接触者相談センター)	092-711-4126 (24時間受付)	〃
久留米市新型コロナウイルス相談センター	0942-30-9335	0942-30-9335 (音声ガイドに従ってください)

福岡県 新型コロナウイルス感染症 発生状況 (R2. 8. 31 累計)

1.陽性患者の状況



2.陽性患者数の累計 (4598人)



**70歳以上の
累計患者数
640人**

3.市町村別患者数 (4598人)

(人)

福岡市	2 4 8 1	小郡市	4 4	嘉麻市	1 9	中間市	9
北九州市	6 1 7	宗像市	3 3	京都郡	1 9	筑後市	9
糟屋郡	2 3 4	那珂川市	2 9	朝倉市	1 8	三井郡	8
久留米市	1 2 6	田川郡	2 7	田川市	1 6	みやま市	7
大牟田市	8 4	太宰府市	2 6	古賀市	1 6	八女郡	6
春日市	7 7	行橋市	2 6	朝倉郡	1 3	鞍手郡	5
飯塚市	7 2	直方市	2 3	豊前市	1 1	嘉穂郡	4
糸島市	6 9	柳川市	2 3	大川市	1 0	八女市	3
筑紫野市	5 5	福津市	2 2	宮若市	9	築上郡	3
大野城市	5 0	遠賀郡	2 1	うきは市	9	三潁郡	2
						その他(※)	2 6 3

(※)居住地が調査中、県外在住、海外の陽性患者

事務連絡
令和2年5月26日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等における対応について

平素より後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を含む高齢者保健事業の実施については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における対応について」(令和2年4月8日付高齢者医療課事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における対応について」(令和2年4月17日付高齢者医療課事務連絡)によりお知らせしたところですが、令和2年5月25日に全ての区域において緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、本日、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」(令和2年5月26日付厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長・がん・疾病対策課長、労働基準局安全衛生部労働衛生課長、子ども家庭局家庭福祉課長・母子保健課長、保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長・医療介護連携政策課長連名通知)(以下「連名通知」という。)が発出されたところです。こうした状況を踏まえ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を含む高齢者保健事業の実施について改めて下記のとおりお示しするので貴管内の市町村(特別区を含む。)への周知を図り、適切な対応について御留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 高齢者健康診査及びその他の高齢者保健事業の実施については、特に高齢者の場合、これまでの長期間の外出自粛により生活が不活発になる等の健康影響が危惧されること等を念頭に置きつつ、連名通知第1の2のとおり、**地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施いただきたい。**実施に当たっては、連名通知第2(「各種健診等を実施する際の感染拡大防止等について」)並びに「社会福

社施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）における通所・短期入所等のサービス及び居宅を訪問して行うサービスに関する記載及び「動画「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」について（その2）」（令和2年5月7日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）も参考に、適切な感染拡大防止策を講ずるとともに、以下の点に留意いただきたい。

① 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

ア ハイリスクアプローチの対象者抽出については、既存の方針に基づき、KDBシステム等の活用により過去の健診・医療・介護データ等も把握・分析して支援すべき対象者を抽出する。

イ 長期間の自粛生活による不活発、食習慣等生活習慣の変化、交友機会の低下、医療や健診受診の自粛、新型コロナウイルス感染症に対する不安等による様々な健康影響が懸念されることを念頭に置き、外出自粛前後の対象者の変化を把握し、保健指導、健康相談等を行う。その際、「後期高齢者の質問票」等も必要に応じ積極的に活用する。また、必要が認められる場合には、かかりつけ医や地域包括支援センター等への連携等適切な支援につなげる。

② 通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

ア 外出自粛前との体調、体力、体重の変化等について、上記①のイに掲げる健康影響を念頭に入念に高齢者からの聞き取りを行い、状態に合わせた適切な支援を行う。

イ 一部の高齢者については、通いの場等が再開しても、様々な健康影響により参加できない状態にあることも想定されるため、参加状況等の情報を通いの場代表者と共有し、不参加となっている高齢者に対しては、必要に応じて関係者等と連携の上、アウトリーチ支援を行う。

2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更。新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる」こととされているところ、仮に今後、再度、緊急事態宣言が行われた場合には、当該緊急事態宣言の対象区域における高齢者健康診査及びその他の高齢者保健事業については、連名通知第3のとおり適切に対応いただくとともに、実施する場合は、連名通知第2に示される感染拡大防止策を講じていただきたい。

以上

令和2年度「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」

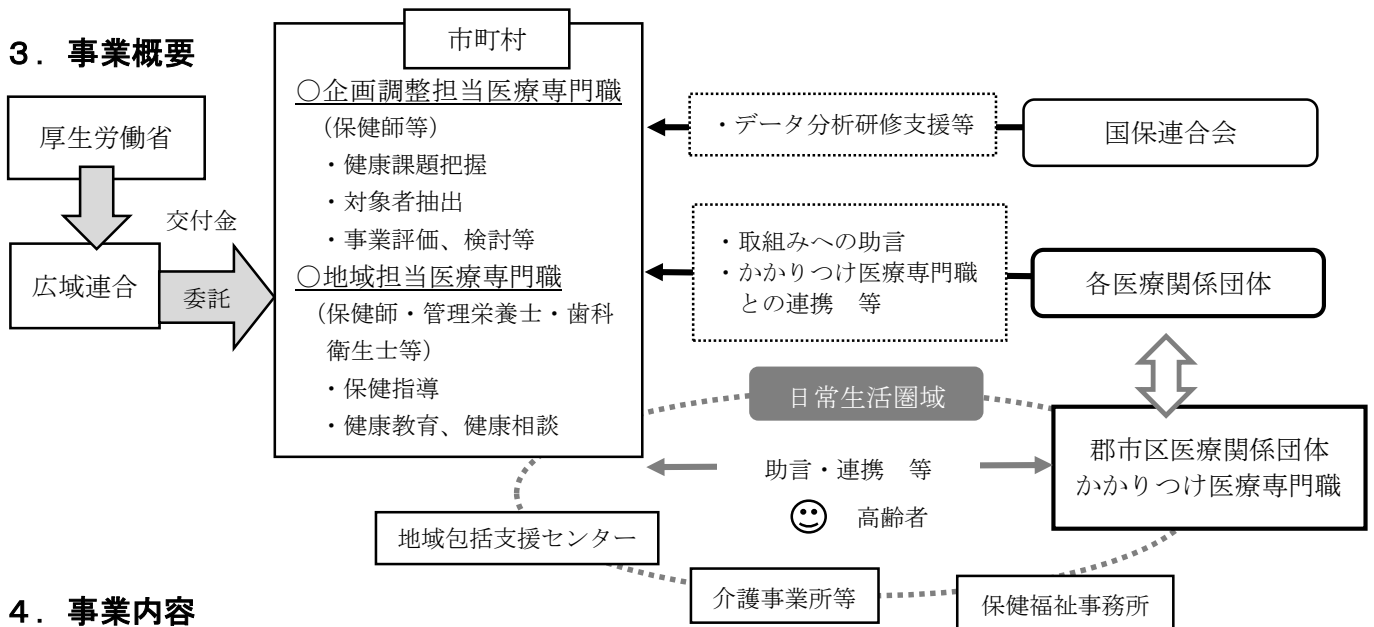
1. 背景と課題

- ・人生100年時代を見据え、健康寿命を延伸するため、高齢者の介護予防・健康づくりを推進することが重要。
- ・高齢者の有病率は高く、早期発見・早期対応とともに、重症化予防が課題。
- ・また、生活機能も急速に低下し、高齢者が参加しやすい活動の場の拡大や、フレイル対策を含めたプログラムの充実が課題。

2. 事業目的

後期高齢者の保健事業について市町村や関係機関と連携し、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業を一体的に実施することで、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するもの。

3. 事業概要



4. 事業内容

1) 市町村が実施すること

- (1) 事業の企画・調整
- (2) KDBシステムを活用した地域課題分析・対象者の把握
- (3) 医療関係団体等との連絡調整
- (4) 高齢者に対する支援

① 高齢者に対する個別支援 (ハイリスクアプローチ)

- ア 低栄養防止・重症化予防の取組
- イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組
- ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

② 通いの場等への積極的な関与 (ポピュレーションアプローチ)

- ア フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談
- イ フレイル状態にある高齢者等を把握し、保健指導等の支援
- ウ 取組により把握された高齢者の状況に応じ、医療・介護につなげる

(5) 今年度の取組市町村 (19 市町村)

北九州市	久留米市	筑後市	行橋市	豊前市	中間市	朝倉市
みやま市	糸島市	那珂川市	宇美町	鞍手町	東峰村	大刀洗町
大木町	広川町	糸田町	大任町	赤村		

2) 広域連合が実施すること

○今年度から開始する市町村の事業運営についての支援や、できるだけ多くの市町村が令和3年度から事業を開始できるよう、横展開を目指す。

○具体的な実施内容

	実施内容	対象	回数
1	研修会(課題分析や事業評価に関すること、高齢者の特性に応じた保健事業 等)	60 市町村 19 市町村	3 回 1 回
2	担当者会議(企画調整担当者)	19 市町村	3 回
3	令和3年度事業説明会	60 市町村	1 回
4	令和3年度実施市町村 ヒアリング	対象市町村	市町村毎
5	令和3年度 委託契約締結準備	対象市町村	随時

5. 課題と対策

健康寿命を延伸するため、医療提供体制が充実した当県の強みを生かし、関係機関と連携しながら、生活習慣病や廃用性症候群の発症・重症化予防を目的に、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する

課 題	対 策
受診頻度が高く平均在院日数が長い。また、生活習慣病関連を持つ患者の受診率が高く、人工透析数も増加しており、一人当たり後期高齢者医療費が高い。	生活習慣病の発症・重症化予防(疾病コントロール・服薬・低栄養)やフレイル対策(口腔・認知・運動)に関する取組み
健診受診率が低く、健康状態不明者が多くなる要因となっている。	後期高齢者健康診査の受診率向上を目指し、健康状態不明者を減少させる取組み
歯科健康診査受診率が低く、受診者の約7割は要指導・要治療となっている。	歯科健康診査の受診率向上及び、歯科口腔機能の保持増進による生活習慣病予防の取組み
転倒リスクの高い薬剤処方を受けている高齢者が約4人に一人と骨折やフレイルなど、有害事象リスクがある。	高齢者への薬の有害事象の予防や、適正服薬に関する取組み
介護が必要になった要因の4割は廃用性症候群関連、2割は生活習慣病で、介護認定者の有病状況及び第1号被保険者一人あたり給付費は全国より高い値で推移している。	通いの場・グループ活動等を活用しながら、フレイル前段階の高齢者にも幅広く、早期介入や必要な支援を行うことで、望ましい保健行動や社会参加が維持できる地域づくり
BMI20以下の割合が全国より高く、体重や筋肉量の減少を主因とした低栄養対策が必要。	
一般高齢者の4割が認知機能、3割が咀嚼機能が低下していると感じており、一般高齢者へのフレイル対策が必要。	

6. 事業の数値目標（案）

	評価指標	現 状					目 標
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	「一体的な実施」に取り組む市町村の増加	19市町村	35市町村	45市町村	55市町村	全市町村	
2	後期高齢者健康診査・歯科健診の受診率向上 (福岡県後期高齢者医療広域連合報告)	健康診査 9.75% (令和元年) 歯科健診 7.62% (令和元年)			前年度より向上 前年度より向上		
3	通いの場への参加率の上昇 (介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況調査)	8.23% (平成30年 福岡県)			前年度より向上		
4	健康状態不明者の割合の減少 (KDBシステム)	4.18% (平成30年 福岡県)			減少		
5	低栄養者 (BMI \leq 20) の減少 (後期高齢者健康診査)	男性 16.0% ・女性 27.9% (平成30年 福岡県)			減少		
6	多剤処方への減少 (KDBシステム)	ひと月15日以上6種類処方 46.8% (平成30年 福岡県)			減少		
7	人工透析患者率の低下 (健康スコアリング)	1.43% (平成30年 福岡県)			減少		
8	一人当たり医療費の減少 (後期高齢者医療事業年報)	後期高齢者一人あたり医療費 1,178,616円 (平成30年 福岡県)			減少		
9	一人当たり介護給付費の減少 (介護保険事業状況報告)	第1号被保険者一人あたり給付費 261.2千円 (平成30年 福岡県)			減少		
10	健康寿命の延伸 (国民生活基礎調査)	男性 71.49歳 (平成28年) 女性 74.66歳 (平成28年)			平均寿命の増加分を上回る 健康寿命の増加		